鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令案 (希少鳥獣の指定及び解除並びにそれに伴う狩猟鳥獣の見直し等)に対する 意見募集の実施結果について

- 1.意見募集方法の概要
- (1)意見募集の周知方法 記者発表、関係資料を環境省ホームページに掲載
- (2)意見提出期間 平成24年11月19日(月)~平成24年12月18日(火)
- (3) 意見提出方法 郵送、FAX、電子メール
- (4)意見提出先 環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室
- 2. 意見提出件数

郵送によるもの: 1件 FAX によるもの: 1件

電子メールによるもの: 4件

計:6件

3. 意見の概要と対応方針 別紙のとおり。

(別紙)

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令案 に対する意見の概要及び対応方針について

ウズラの狩猟鳥獣の指定解除・ウズラの捕獲等の禁止の解除(4件)

辛 日 帝 匕	フハンの油波号の赤正の肝体(ユー)
意見要旨	対応方針
ウズラの狩猟鳥獣の指定解除及び ウズラの捕獲等の禁止の解除につ いて反対。今後モニタリングをす る上でも、現行通り狩猟鳥獣として 捕獲等の禁止を行う方が、狩猟者 の目に留まりやすいと思われる。	平成 24 年公表の環境省レッドリストにおいて絶滅危
	惧種とされたことから、狩猟の対象から除外することも
	やむを得ないと考えています。
	なお、ウズラのモニタリング手法の確立等については
	重要な課題と認識しており、手法確立のための調査
	や検討を行っているところです。
	【参考】狩猟鳥獣のモニタリングのあり方検討会の
	開催について(報道発表資料)
	https://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16362
なぜウズラだけ狩猟鳥獣の指定解除を行うのか。	平成 24 年公表の環境省レッドリストにおいて、狩猟鳥
	獣のうちでウズラのみが絶滅危惧種とされたことから、
	ウズラのみを狩猟の対象から除外することが妥当と考
	えました。
ウズラを狩猟鳥獣から解除し希少鳥 獣に追加すること自体は反対では ないが、これらの措置を拙速に行わ ず、モニタリング手法が確立できて いないこと等、保護管理のあり方を 議論する期間を十分確保するべ き。	ウズラのモニタリング手法の確立等については重要な
	課題と認識しており、手法確立のための調査や検討
	を行っているところです。
	引き続き、このような調査検討を通じてウズラの適切な
	保護管理に努めます。
	【参考】狩猟鳥獣のモニタリングのあり方検討会の
	開催について(報道発表資料)
	https://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16362
狩猟鳥獣から外したことでウズラの 生息動向に関する情報が入らなく なることがないよう、定期的なモニタ リング調査を実施すべき。	ウズラのモニタリング手法の確立等については重要な
	課題と認識しており、手法確立のための調査や検討
	を行っているところです。定期的なモニタリング調査の
	実施に向けて、引き続きこれらの取組を進めます。
	【参考】狩猟鳥獣のモニタリングのあり方検討会の
	開催について(報道発表資料)
	https://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16362

その他のご意見(2件)

意見要旨	対 応 方 針
キジは日本の美しい国鳥であり、厚	いただいたご意見を踏まえ、適切な鳥獣保護管理に
〈保護すべき。すぐに全面禁猟は	努めます。
無理としても、少なくとも「1日にヤマ	
ドリかどちらか1羽まで」に基準の変	
更を願う。	
国鳥であるキジを狩猟の対象から	いただいたご意見を踏まえ、適切な鳥獣保護管理に
外すべき。わざわざ放鳥している意	努めます。なお、イノシシやニホンジカは現状におい
味がない。キジ以外に問題を起こし	ても狩猟の対象となっています。
ている猪や鹿などを猟の対象にす	
べき。	